

## 総合口座取引規定(インターネット支店)

(平成27年1月19日現在)

### 1. (総合口座取引)

(1) 当行インターネット支店における次の各取引は、ちばぎん総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

- ① 普通預金
- ② 自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、自由引出型定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)
- ③ 前号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号および第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、インターネット支店取引規定、普通預金規定(インターネット支店)、および当行の当該各取引の規定により取扱います。ただし、当該各取引の規定における通帳取引・印鑑取引・現金取引であることを前提とする条項は適用されないものとします。

### 2. (取引の方法)

(1) 普通預金は、インターネットに接続できる情報端末等(以下、「端末」といいます)、当行および当行が提携する金融機関の国内の現金自動預入・引出機(以下「ATM」といいます。また、現金自動支払機を含む場合「ATM等」といいます)を利用する方法又はその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

(2) 自由金利型定期預金(M型)、自由引出型定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れを除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れは、当行所定の端末を利用した預金者ご本人名義の普通預金口座からの振替により行うものとします。

また、定期預金の解約または書替継続についても、当行所定の端末を利用する方法又はその他当行の指定する方法により取扱います。

### 3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、自由引出型定期預金は、定期預金明細欄記載の最長預入期限に自由引出型定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までに当行所定の手続を行うものとします。

ただし、自由引出型定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までに当行所定の手続を行うものとします。

(4) 継続を停止し、満期日(最長預入期限)に自動的に解約する手続がなされた場合は、満

期日（最長預入期限）（当日が銀行休業日の場合は、その翌営業日）に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された当該総合口座の普通預金口座に入金するものとします。

#### 4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の手続にしたがいATM等や端末から送信された暗証番号又はログインパスワード（以下「暗証番号等」といいます）が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

#### 5. (預金の支払い時期等)

- (1) 自由引出型定期預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金（一部解約をしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部解約は、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部解約を請求することができるものとします。  
なお、この預金の一部解約をしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

#### 6. (利息)

定期預金の利息の取扱いは、当該定期預金に適用される各定期預金規定によります。ただし以下の条項については適用されません。

- ①自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金(M型)〕規定（単利型） 第3条第3項第3号 ただし書き
- ②自動継続自由金利型定期預金規定 第3条第3項第3号 ただし書き

#### 7. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

#### 8. (中間利息定期預金)

- (1) 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の

利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

(2) 中間利息定期預金の利息については、第6条の規定を準用します。

(3) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

② 中間利息定期預金を当該定期預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の手続を行うものとしします。

## 9. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第11条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 10. (貸越金の担保)

(1) この取引は、第2項の順序に従い、定期預金の合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引は、第11条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。

なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

## 11. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

B 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C 自由引出型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由引出型定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

## 12. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第11条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 13. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、当行所定の方法により解約を申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

(2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

## 14. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、

その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第10条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、相殺により貸越金の新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 16. (規定の適用または準用)

- (1) この総合口座の取引に関し、この規定に定めのない事項については、インターネット支店取引規定等当行の他の規定の定めを適用または準用します。ただし、通帳取引・印鑑取引・現金取引であることを前提とする条項は適用されないものとします。
- (2) この規定において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行のインターネット支店取引規定において定義した内容に従うものとします。

#### 17. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件を変更する時は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を当行のホームページに掲示し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとします。

以 上